

おだわらイノベーションラボ 利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、小田原市が「おだわらイノベーションラボ（以下「本施設」という。）」の利用に関して、必要な事項等について定めるものとする。

第1章 基本事項

（所在地）

第1条 本施設の所在地は、神奈川県小田原市栄町1丁目1番15号 ミナカ小田原 小田原新城下町2階（フロア内180.82㎡）とする。

（設置の目的）

第2条 本施設は、主に本市や市内企業などが様々な活動を展開することにより、行政と民間との連携にとどまらず、企業と企業をつなぐビジネスマッチング、若者や女性の活躍の推進など、様々な関係性をサポートし、新たなまちづくりにつなげ、イノベーションを引き起こす拠点とするものである。

（施設利用の趣旨）

第3条 本施設の利用者は、設置の目的を踏まえ次の趣旨に沿った利用を行う。

- （1）公民連携の推進を目的とした取組
- （2）市内でのビジネス活動の活性化を目的とした取組
- （3）若者や女性の活躍を目的とした取組
- （4）デジタル技術の普及啓発を目的とした取組
- （5）登録企業従業員及び市職員等の新しい働き方の実践を目的とした取組
- （6）その他、本市のまちづくりに寄与する取組

（施設の運営・管理）

第4条 本施設は、小田原市企画部未来創造・若者課が運営及び管理を行う。

2 本施設の責任者は小田原市企画部未来創造・若者課長（以下、「管理者」という。）とし、本規約のほか具体的な利用方法や禁止事項等を定めた利用ガイドラインを定める。

第2章 施設の概要

（営業日及び営業時間）

第5条 本施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

- （1）開設日 年末年始を除く日
- （2）開設時間 平日：午前10時から午後9時まで
土日祝休日：午前10時から午後7時まで

（施設の機能）

第6条 本施設は、イベント、打ち合わせ、コワーキングの機能を有する。

第3章 利用者

(施設の利用者)

第7条 本施設を利用できる者は次のとおりとする。

- (1) おだわら SDGs パートナー登録団体
- (2) 小田原市デジタルイノベーション協議会員
- (3) 女性活躍推進優良企業認定制度（小田原Lエール）認定企業
- (4) 本市が共催若しくは後援する事業を行う企業・団体
- (5) 利用登録をした市内企業（市内に事業所・営業所を有する企業）・団体
- (6) その他管理者が利用を認める者

2 前項4号の者は打ち合わせ、コワーキングのみの利用とする。

3 利用者は第3条の施設利用の趣旨を踏まえ、本施設を利用するものとする。

(利用登録)

第8条 第7条第1項4号の企業・団体は、事前に利用登録を行う必要がある。

2 利用登録を行った企業・団体は、利用規約及び利用ガイドラインに同意したものとみなす。

(利用者になることができない者)

第9条 次の者は利用者となることができない。

- (1) 暴力団関係者、反社会的行為に関わる者
- (2) 布教活動、宗教活動、政治活動、悪質な勧誘を目的とする者
- (3) その他、本施設の管理者が本施設の利用に適さないと判断した者

(登録情報の変更について)

第10条 利用者は登録内容を変更したい場合や登録情報に変更が生じた場合には、速やかに本施設の管理者に変更の旨を申し出なければならない。

(施設の管理者の権限)

第11条 本施設の管理者は、利用者が利用規約や利用ガイドラインに反する行為に及んだ場合、又は施設の健全な運営を妨げる行為を働いた場合には、利用資格を無効とし、サービスの提供を拒否する権限を有する。

第4章 利用方法

(予約)

第12条 イベント及び打ち合わせの利用は事前予約制とする。

(施設・備品の毀損)

第13条 本施設の管理者は、利用者が施設や備品等を通常の範囲を超えて毀損した場合、その利用者に対して弁償を求める権利を有する。

(住所の設定)

第14条 利用者は本施設を主たる事務所として利用できない。また、住所を置くことはできない。

(飲食)

第 15 条 施設内での飲食については、利用ガイドラインで別に定める。

第 5 章 プライバシーポリシー

(個人情報の取扱い)

第 16 条 本施設の管理者は、本施設の運用にあたり取得する個人情報について、適切な取扱いと保護に努める。

(個人情報利用目的)

第 17 条 利用者の個人情報は、第 3 条の趣旨を達成するために必要な範囲内で、個人が特定できない情報として加工された上で使用できることとする。また、個人が特定される場合には、あらかじめ本人の同意を得ることとする。

(業務の委託)

第 18 条 本施設は、施設の運営支援業務の一部を外部に委託し、その委託先に対して本サービスの運営に必要な範囲で個人情報を提供することがある。この場合、業務委託先との間で、個人情報の保護を義務付け、委託した個人情報の管理につき、必要かつ適切な監督を行う。

第 6 章 その他

(規約の改定)

第 19 条 本施設の管理者は、WEB サイト等で一定の周知期間を設けることにより、本規約を改定することができる。

附則

この規約は、令和 3 年 7 月 1 日より施行する。

附則

この規約は、令和 3 年 8 月 6 日より施行する。

附則

この規約は、令和 3 年 9 月 17 日より施行する。